

令和7年4月からの処遇改善加算の取得準備はお済みですか？  
引き続き加算を取得したり、より上位の加算に移行できるよう、  
計画的に準備を進めていきましょう。



既に加算を取得されている事業者も、  
必要なご準備をお願いします。

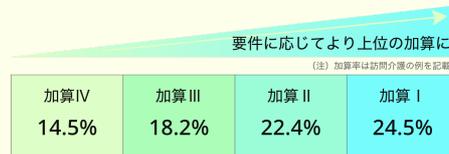
令和6年度の  
申請方法・申請様式はこちら

新加算の移行ガイドはこちら  
※作成中（近日中に公開予定）



### 介護職員等処遇改善加算の全体像

事業所の収入をベースにさらに下記の加算率を追加



要件に応じてより上位の加算に

(注) 加算率は訪問介護の例を記載。

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算IV相当額の2分の1(=7.2%)以上を月額賃金で配分</li> <li>・賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>			
職場環境の改善※1	○	○	◎	◎
昇給の仕組み※2		○	○	○
改善後賃金 年額440万円※3			○	○
経験・技能のある 介護職員※4				○

介護職員等処遇改善加算は、事業所内で柔軟に配分することが可能。

- ※1 28項目から選択。○：7項目以上を実施。◎：13項目以上を実施し、かつ、取組みの見える化を実施。
- ※2 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備。
- ※3 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上。
- ※4 経験・技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置。訪問介護の場合、介護福祉士30%以上等。

### 令和6年度介護報酬改定での見直しの概要



一本化リーフレット[1.1MB]

介護職員の処遇改善  
【処遇改善加算】の制度が一本化（介護職員等処遇改善加算）され、加算率が引き上げられます

介護職員の処遇改善に際し、介護現場で働く方々にとって、処遇改善率に2.5%、各給与体系に2.5%の「一本化」が実現されます。令和6年6月以降、処遇改善の適用開始となります。加算率の引き上げは、令和6年6月以降、処遇改善の適用開始となります。

給与体系	加算率
Ⅰ Ⅰ	22.4%
Ⅰ Ⅱ	20.9%
Ⅰ Ⅲ	19.4%
Ⅱ Ⅰ	17.9%
Ⅱ Ⅱ	16.4%
Ⅱ Ⅲ	14.9%
Ⅲ Ⅰ	13.4%
Ⅲ Ⅱ	11.9%
Ⅲ Ⅲ	10.4%
Ⅳ	8.9%
Ⅴ	7.4%
Ⅵ	5.9%

令和6年5月までは、介護職員等処遇改善加算（介護職員等処遇改善加算）として、介護職員Ⅰ～Ⅵ（44職種）に適用されます。

令和6年6月以降は、介護職員等処遇改善加算（介護職員等処遇改善加算）として、介護職員Ⅰ～Ⅵ（44職種）に適用されます。

新加算を決定するためには、以下の3種類の条件を満たすことが必要です

- 1 介護職員の処遇改善
  - 1-1 介護職員の処遇改善率を算出する上で、以下の介護職員が対象となること
  - 1-2 介護職員の処遇改善率を算出する上で、以下の介護職員が対象となること
  - 1-3 介護職員の処遇改善率を算出する上で、以下の介護職員が対象となること
- 2 月額賃金改善条件
  - 2-1 月額賃金改善率を算出する上で、以下の介護職員が対象となること
  - 2-2 月額賃金改善率を算出する上で、以下の介護職員が対象となること
- 3 職場環境改善条件
  - 3-1 職場環境改善率を算出する上で、以下の介護職員が対象となること
  - 3-2 職場環境改善率を算出する上で、以下の介護職員が対象となること

▶ PDFダウンロード

一本化概要・  
全体説明資料  
[1.2MB]

▶ PDFダウンロード

一本化詳細説明資料  
(実務担当者向け)  
[830KB]

▶ PDFダウンロード



その他の参考資料（令和6年度改定以降）

【通知】介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について[304KB]

▶ PDFダウンロード

【利用者向け】  
介護職員等処遇改善に係るお知らせリーフレット  
[303KB]

【事業者向け】  
介護現場における賃上げ促進税制活用リーフレット  
[515KB]



**2024年度介護職員の処遇改善加算改正のポイント**

- 介護現場における人材確保を更に進めるため、令和6年6月以降、**処遇改善のための加算充実を実施します。**
- この加算は、既に9割以上の事業所で利用されており、この加算による介護報酬の上乗せ分は、介護職員などの職員の処遇改善に充てられています。
- 対象となる介護サービス事業所に係る、勤務時間の短縮
- ご利用の介護サービス事業者がこの制度を利用・申請した場合、**6月以降、介護サービス利用料が上がる可能性があります。**

※：この加算は以下の条件に当てはまります。

【対象】  
 処遇改善の加算の対象となる介護サービス事業者は、一定額を超えた場合、申請により高い賃金を支払う必要があります。【加算対象サービス】は、利用に応じて対象となる。処遇改善加算は介護職員処遇改善加算のみ。同じ介護現場で働く介護職員が異なる加算を受けられる場合があります。

詳しくは厚生労働省のウェブサイト「介護サービス事業者の処遇改善に関する情報」をご覧ください。

【厚生労働省の処遇改善に関する情報】  
 電話番号：050-3733-0222  
 受付時間：9:00～18:00（土日祝日）

【お問い合わせ先】  
 電話番号：03-3581-5111

[PDFダウンロード](#)

人税などから税額控除ができます。

- 令和6年4月から、処遇改善加算が使いやすくなり、上位区分への移行を通じて、より高い加算率を取得しやすくなりました。
- これまでより高い加算率を取得することで、介護報酬で員上げの障壁を新たに確保し、大幅な員上げが可能になります。
- 令和6年度税制改正により、処遇改善加算を活用して員上げた分も、員上げ促進税制による税額控除の対象となります。
- 中小企業<sup>※1</sup>では、全雇用者の給与支取額が1.5%増加した場合に最大30%<sup>※2</sup>、2.5%増加した場合には最大45%<sup>※3</sup>を、法人税額から控除できます。<sup>※4</sup>
- 中小企業<sup>※1</sup>では、員上げを実施した年度に控除しきれなかった金額について、5年間にわたって繰り越すことが可能です。<sup>※4</sup>

※1：勤続年数が5年以上かつ従業員数が100人以下の個人事業主、法人、大企業・中規模企業に該当しない事業者  
 ※2：中小企業<sup>※1</sup>で、従業員数が100人以下の個人事業主、法人、大企業・中規模企業に該当しない事業者  
 ※3：勤続年数が5年以上かつ従業員数が100人以下の個人事業主、法人、大企業・中規模企業に該当しない事業者  
 ※4：中小企業<sup>※1</sup>で、員上げを実施した年度に控除しきれなかった金額について、5年間にわたって繰り越すことが可能です。<sup>※4</sup>

[PDFダウンロード](#)



その他の参考資料

介護職員の処遇改善に係る加算の概要

[介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の概要 \[1.7MB\]](#)

[介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の請求状況 \[166KB\]](#)

令和5年度分の介護職員の処遇改善に係る加算に関する通知

(令和5年度分)※令和5年度以降の計画書、実績報告書はこちらをお使いください。

[介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について \[2.0MB\]](#)

[別紙1 \[246KB\]](#)

[別紙様式2（処遇改善計画書） \[345KB\]](#)

[別紙様式3（実績報告書） \[185KB\]](#)

[別紙様式4（変更に係る届出書） \[23KB\]](#)

[別紙様式5（特別な事情に係る届出書） \[25KB\]](#)

[別添（概要） \[795KB\]](#)

<参考>

[処遇改善計画書：記入例 \[351KB\]](#)

[実績報告書：記入例 \[188KB\]](#)

介護職員処遇改善支援補助金の概要

(令和6年2月からの補助金)※計画書の様式は各都道府県から示される様式をお使いください。

[【概要】介護職員処遇改善支援補助金 \[646KB\]](#)

[別紙様式2（処遇改善計画書） \[189KB\]](#)[別紙様式3（実績報告書） \[136KB\]](#)[別紙様式4（変更に係る届出書） \[17KB\]](#)[別紙様式5（特別な事情に係る届出書） \[17KB\]](#)

&lt;参考&gt;

[処遇改善計画書：記入例 \[191KB\]](#)[実績報告書：記入例 \[137KB\]](#)

※事業者の皆様から各都道府県への計画書等の提出に当たっては、各都道府県から示される様式をお使いください。

[【Q&A】介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（令和6年1月25日） \[330KB\]](#)